

1 【 8 - 1 特別縁故者に対する相続財産の分与申立事件 全部分与】

2 平成 2 8 年(家)第 × × 号 特別縁故者に対する相続財産の分与申立事件

3 審 判

4 A 県 B 市 C × 丁目 × 番 × 号

5 申 立 人 甲 野 太 郎

6 申立人 手続代理人 弁護士 乙 山 花 子

7 (本籍) D 県 E 市 F × 丁目 × 番 × × 号

8 (最後の住所) G 県 H 市 I × 丁目 × × 号

9 被 相 続 人 亡 花 山 一 郎

10 (平成 2 5 年 8 月 × 日 死亡)

11 上記申立人からの特別縁故者に対する相続財産の分与申立事件に
12 ついて、当裁判所は、相続財産管理人の意見を聴いた上、その申立
13 てを相当と認め、次のとおり審判する。

14 主 文

15 1 申立人に対し、被相続人の別紙相続財産目録記載の相続財
16 産から、相続財産管理人の報酬その他管理費用を控除した残
17 余財産全部を分与する。

18 2 手続費用は申立人の負担とする。

19 平成 2 9 年 月 1 月 × 日

20 H 家庭裁判所

21 裁 判 官 × × × ×

22 (別 紙) 省略

23

24

1 **【 8 - 2 特別縁故者に対する相続財産の分与申立事件 一部分与・却下事例】**

2 平成 2 8 年(家)×× 特別縁故者に対する相続財産分与申立事件

3 審 判

4 住 所 A 県 B 市 C × 丁目 × 番 × 号

5 申 立 人 甲 野 花 子

6 住 所 D 県 E 市 F × 丁目 × 番 × 号

7 申 立 人 乙 川 太 郎

8 本 籍 G 県 H 市 I × 丁目 × 番地

9 最後の住所 G 県 J 市 K × 丁目 × 番 × ー × × ×

10 被 相 続 人 花 山 三 郎

11 平成 2 5 年 8 月 × 日 死亡

12 主 文

13 1 申立人甲野花子対し，被相続人の相続財産から 2 0 0 万円を分与す
14 る。

15 2 申立人乙川太郎の申立てを却下する。

16 3 手続費用は申立人らの負担とする。

17 理 由

18 第 1 申立ての趣旨

19 申立人らに対し，被相続人の相続財産を分与する。

20 第 2 当裁判所の判断 【注】

21 1 一件記録によれば，以下の事実が認められる。

22 (1) 被相続人は，平成 2 5 年 8 月 × 日に死亡して，相続が開始した。被相続人
23 には法定相続人がいなかったため，平成 2 6 年 × 月 × 日相続財産管理人が選
24 任され，相続人搜索の公告がされたが期間内にその権利を主張する者はいな
25 かった。被相続人の相続財産は，現在，約 3 0 0 0 万円存在する。

1 (2) 申立人甲野花子（以下「申立人甲野」という。）は、被相続人の母方従姉
2 妹である。申立人乙川太郎（以下「申立人乙川」という。）は、申立人甲野
3 の内縁の夫であり、平成22年11月以降は被相続人の成年後見人を務めて
4 いた。

5 (3) 被相続人は、昭和21年3月26日、父花山〇〇（昭和23年11月2日
6 死亡）と母花山△△（以下「母」という。）の長男として出生した（同胞な
7 し）。被相続人は、定時制高校卒業後就業していたが、昭和53年頃からは
8 無職となり、平成2年頃から統合失調症などの精神障害により入退院を繰り
9 返すようになった。母は、被相続人と同居して面倒をみていたが、平成18
10 年に病気で倒れて入院し同年8月14日に死亡した。なお、申立人甲野は、
11 申立人乙川の助けを借りながら、被相続人に代わって、母の入院手続や入院
12 中の身の回りの世話をを行った上、葬儀を執り行った。

13 (4) 申立人甲野は、平成19年12月、被相続人が自宅マンションの窓から家
14 電製品などを路上に投げて騒いでいたため警察で保護されているとの連絡を
15 受けた。被相続人は都内の病院に措置入院となったが、同病院は長期入院で
16 きる病院ではなかったため、申立人甲野は、インターネットで調べたり、知
17 り合いの看護師に相談したりして長期入院できる適当な病院を探し、平成2
18 0年3月×日、被相続人をN県M市にある医療法人E病院（以下「E病院」
19 という。）へ転院させ、入院に必要な手続や費用の支払を行った。また、平
20 成21年5月に被相続人に直腸がんが見つかり他の病院へ一時転院して治療
21 することになった際も、申立人甲野は、転院の手続を行い、手術に関する説
22 明を受けて手術承諾書に署名をした。

23 被相続人は、同年12月×日に転院先からE病院へ戻り、以後、平成25
24 年8月×日に死亡するまで同病院に入院していたところ、申立人らは、被相
25 続人の病状等について病院担当者としばしば電話でやり取りしていたほか、
26 平成24年1月×日、同年3月×日、同年5月×日、同年8月×日、同年1

1 2月×日、平成25年3月×日の計6回、被相続人の見舞いに訪れ、被相続
2 人の好物であるお菓子や食べ物を差し入れた。

3 (5) 平成22年6月頃、申立人らが被相続人について成年後見開始の審判を申
4 し立てたところ、同年10月、被相続人について後見が開始され、申立人乙
5 川が成年後見人に就任した。以後、申立人乙川は、被相続人のため後見業務
6 に従事し、平成25年11月には成年後見人就任時から終了時までの報酬と
7 して150万円を受け取った。

8 (6) 被相続人は、平成25年8月×日に死亡した。申立人らは、被相続人の葬
9 儀を執り行って納骨し、申立人乙川が相続財産管理人選任を申し立てた。

10 2 申立人甲野について

11 上記1に認定した事実によれば、申立人甲野は、被相続人が警察に保護され
12 入院するようになった後の約5年8か月間にわたり、統合失調症を患う被相続
13 人のために病院を選定・確保して入院手続を行ったほか、被相続人の唯一の親
14 族として、病院担当者と連絡を取り合っ被相続人の病状を確認したり見舞い
15 に訪れたりしており、被相続人の身上監護に貢献したといえるから、「被相続
16 人と特別の縁故があった者」（民法958条の3第1項）に該当するものと認
17 められる。

18 そして、清算後残余すべき相続財産や上記1に認定した事実のほか本件にあ
19 らわれた一切の事情を考慮すれば、別紙財産目録記載の相続財産から200万
20 円を申立人甲野に分与するのが相当である。

21 なお、申立人甲野は、被相続人は自分の財産を申立人甲野に全部渡すと言っ
22 ていたなどの主張をする。しかしながら、申立人甲野は、相続財産管理人に対
23 し、贈与を原因として財産の帰属を確定させる手続はこれまで取っていない。
24 また、贈与を認めるに足る証拠もないため、本件において当該事実があった
25 ことを前提にすることはできない。

26 3 申立人乙川について

1 上記1(4)に認定したとおり、申立人甲野とともに、E病院の担当者と連絡を
2 取り合って被相続人の病状を確認したり、被相続人の見舞いに訪れたことが認
3 められるものの、いずれも被相続人の成年後見人に就任した後であって成年後
4 見人として当然の業務といえるところ、上記1(5)に認定したとおり、申立人乙
5 川は、成年後見人就任時から終了時までの報酬として150万円を受け取って
6 いるのであるから、相応の見返りを得ている。そして、一件記録を精査しても、
7 申立人乙川が通常の後見業務の範囲を超えて被相続人のために貢献したといえ
8 る事情は見当たらない。

9 したがって、申立人乙川は「被相続人と特別の縁故があった者」（民法95
10 8条の3第1項）に該当しないといわなければならない。

11 4 よって、相続財産管理人〇〇〇〇の意見を聴いた上、主文のとおり審判する。

12 平成28年6月×日

13 J家庭裁判所

14 裁 判 官 × × × ×

15 【注】特別縁故者の範囲、分与の相当性について論じたものとして、司法研修所「財産管
16 理人選任等事件の実務上の諸問題」司法研究報告書第55輯第1号91頁以下参照。

17